

東かがわ市条例第9号

東かがわ市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

東かがわ市長 上村一郎

東かがわ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東かがわ市国民健康保険条例（平成15年東かがわ市条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>3万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>5万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に死亡した被保険者に係る東かがわ市国民健康保険条例第7条の規定による葬祭費の額は、なお従前の例による。